

第8回

学校教育審議会会議録

交野市教育委員会

1. 開 会 令和2年8月7日（金）午後5時
2. 閉 会 令和2年8月7日（金）午後6時30分
3. 出席委員 富田 明德会長・巽 憲次郎副会長・加藤 勤委員・中山 尚美委員・市岡 伊佐男委員・大塚 弘治委員・野地岡 裕之委員・清水 崇之委員・楠田 昌弘委員・駒路 和美委員・村橋 彰委員・九門 りり子委員・中西 隆清委員・山口 五十一委員
4. 事務局 大湾 喜久男教育次長兼教育総務室・和久田 寿樹学校教育部長・足立 多恵学校教育部長・竹田 和之生涯学習推進部長・西井 大介教育総務室長代理・今井 靖志学校教育部次長・花田 睦美学務保健課長・大隅 昌之指導課長・仁木 裕美まなび未来課長・栗田 康子まなび未来課長代理・富岡 鉄太郎まなび未来課・森 真奈美教育総務室
5. 案件事項 1. 交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置について
2. その他
6. 議事内容
- 会長 みなさまこんにちは。ただ今から、第8回交野市学校教育審議会を開催いたします。
次第に従いまして、議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。
まず、議事に入ります前に、事務局に、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。
- 事務局（西井） 本日の審議会の委員の出席状況をご報告いたします。
本日の出席委員は 17 人中、14人の委員に出席していただいておりますので、交野市学校教育審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席がありますことから、本会議が成立していることをご報告いたします。
- 会長 次に、本日のこの会議でございますが、交野市会議の公開に関する指針に基づき、公開にしたいと思っておりますが、異議ございませんでしょうか。
- 委員 異議なし

会長 異議がないようですので、公開にしたいと思います。
事務局、傍聴希望者はおられますでしょうか。

事務局 本日は、傍聴希望者が1名おります。

会長 それでは、本日、1名の傍聴希望がございますので、許可したいと思
います。
事務局、準備をお願いします。

それでは、案件(1)「交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校
校区の学校適正配置の方向性について」に移りたいと思います。

前回の審議会では、星田北7丁目の望ましい学校区について、主に
通学路を中心に、みなさま方から大変多くのご意見をいただきました。
最終的に星田北7丁目については、原則として星田北6・8・9丁目
と一体的に藤が尾小学校区が望ましいというような方向性となりました。

そこで、本日につきましては、これまでの審議の方向性について、
配慮事項等も含めて、中間答申という形で取りまとめていきたいと考
えております。素案につきましては、すでに事務局から委員の皆様
に発送していただいております。この素案は本日の審議会で確認した後、
パブリックコメントで市民のみなさんのご意見をいただくというよう
なことです。中間答申としての確定はそのパブリックコメントの
さらにその後になるかと思っております。

本日の会議ではパブリックコメントについての説明も受けたいと思
っております。今から事務局に説明いただく中間答申の素案というの
は、我々がこの間審議してきた内容、特に4.(2)、(3)あたり、
5.付帯事項でしょうか、この後半あたりが我々が審議してきた内容
になります。前半は前提として我々が説明を受けたという部分である
と理解できるかと思っております。まず、事務局から中間答申素案につ
いての説明を受けて、その後、みなさんのご意見を伺いたいと思
います。

それでは、事務局よろしく願いいたします。

事務局 はい。

みなさま、事前に送付させていただいておりました、中間答申の素
案は本日お持ちいただいておりますでしょうか。

それでは、素案の説明をさせていただきます。

表紙を一枚めくっていただき、目次をご覧ください。

「1.はじめに」では、これまで、学校の規模適正化・適正配置の検

討を進め「交野市学校規模適正化基本計画」の策定に至った経過から、諮問案件の第三・第四中学校区の学校適正配置の方向性について、ご審議いただいている中で、この度、星田北6～9丁目の望ましい学校区について中間答申をいただいた経緯について記載しております。

次に、「2. 第三中学校区及び第四中学校区の現状と課題」では、第三中学校区と第四中学校区について、それぞれの中学校区の各学校の学校規模や学校施設、通学距離、学校区と地区の関係などについて、記載しております。

「3. 星田駅北地域の住宅開発について」では、星田北エリアのまちづくりの全体像や、その中でも住宅開発が見込まれている星田駅北地域、星田北6・7丁目の将来児童生徒数の推移予測に関する事、星田北6・7丁目の丁目境に関する事について記載しております。

「4. 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について」では、これまで委員の皆様にご審議いただきました内容や方向性について取りまとめております。

構成としては、(1)で検討の方向性、(2)で検討の具体的な内容、(3)で星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区についての方向性の取りまとめとしておりますが、ここにつきましても、中間答申の中心となる部分ですので、本文を見ていただきながら、確認していただきたいと思っております。

3ページをご覧ください。

真ん中あたりからが「4. 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について」の説明となっております。

「(1) 検討の方向性」をご覧ください。

(1)では、本案件に係る審議について、素案にも記載しておりますとおり、学校規模適正化基本計画で示されている学校適正配置の基本的な考え方を基本としつつ、現在の状況のみを考えて検討するのではなく、将来に向けた学校適正配置の方向性を見据えながら検討を行ったという、検討の方向性を記載しております。

続いて「(2) 検討の具体的な内容」では、審議会でご審議いただいた内容をまとめております。

ここは、特に大事な部分かと思っておりますので本文を読ませていただきますので、ご確認いただければと思っております。

(2) 検討の具体的な内容

現在、星田北8・9丁目には居住する世帯がないこと、また、星田北エリアのまちづくりにおいても、当該地域では住宅開発が見込まれ

ていないことから、検討に際しては、星田北 6・7 丁目についての検討を行い、星田北 8・9 丁目については、現状の通学区域どおり星田北 6 丁目と一体の学校区として検討を行いました。

具体的には、星田北 6・7・8・9 丁目の考えられる学校区パターンを整理して、各パターンのメリット・デメリットや、各パターンで将来とりうる学校配置などについても考慮しながら、以下①～⑤について検討を行いました。

①学校区の変遷について

星田北 6・8・9 丁目については、平成 20 年度に星田小学校の普通教室数の不足などへの対応として、星田小学校区から藤が尾小学校区に校区変更された経緯などを踏まえると、現状のまま藤が尾小学校区とすることが望ましいと考えます。

②学校施設について

星田北 6 丁目又は星田北 6 丁目及び 7 丁目を星田小学校区とする場合、星田小学校では児童数の増加に伴う学級数の増加が見込まれています。しかしながら、星田小学校は教室数に余裕がないため、教室数確保のため増築等が必要と考えますが、本市の中で最も敷地面積の小さい学校であることから、増築は難しいと考えます。

また、現状の学校区どおり星田北 7 丁目を星田小学校区とする場合、通常の学級数の増加はないと見込まれますが、放課後児童会や支援学級数等を考慮すると教室数の不足が懸念されることから、星田北 7 丁目を星田小学校区とすることにも課題があると考えます。

一方、旭小学校と藤が尾小学校はいずれの学校も、星田北 6 丁目又は星田北 6 丁目及び 7 丁目を学校区に含む場合、将来、児童数の増加により、教室数の不足が見込まれることから、学校施設の増築等が必要と考えますが、これらの学校では、学校敷地に余裕があるため増築等の対応は可能であると考えます。

③通学における安全確保等について

1) 星田北 7 丁目から星田小学校及び藤が尾小学校への通学について
通学路の検討では、星田北 7 丁目から星田小学校への通学路及び藤が尾小学校への通学路について、通学距離や危険個所の確認など安全面の比較を行いました。

星田北 7 丁目から星田小学校への通学については、通学距離は短いものの、全体的に狭隘な道が多く、住宅開発に伴い当該地域の児童・生徒数が増加した場合、交差点などの危険個所に児童・生徒が集中することなどが懸念されます。

一方、藤が尾小学校への通学については、最長概ね 1.5km と、星田小学校への通学と比較して通学距離は長いものの、歩道の道幅は広いことから、比較的安全であると考えます。また、さらなる通学上の安

全確保に向けては、星田北エリアのまちづくり区域やその周辺地域で安全対策が講じられることが望ましいと考えます。

なお、星田北 7 丁目から、第三中学校及び第四中学校への通学についても、学校規模適正化基本方針で定める適正な通学距離の範囲内となっています。

2) 星田北 6・7・8・9 丁目から旭小学校への通学について

星田北 6・7・8・9 丁目から旭小学校への通学路については、全体的に狭隘な道が多いことから、交差点等の危険個所に児童・生徒が集中することが懸念されます。また、星田北 6・8・9 丁目又は 7 丁目を旭小学校区とする場合、当該地域から旭小学校への通学は、星田小学校区をまたぐことになり教育環境上望ましくないと考えます。

このような状態を解消するためには、星田小学校区の一部（星田 5 丁目等）を旭小学校区に校区変更する必要がありますが、地域コミュニティへの影響が大きいと考えられることや短期的な視点での校区変更は望ましくないと考えられることから、星田北 6・8・9 丁目又は 7 丁目を旭小学校区とすることは望ましくないと考えます。

④地域コミュニティについて

1) 星田北 7 丁目内の既存住宅区域と星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発区域の地域コミュニティについて

同じ丁目内で学校区が分かれる場合、地域と学校との連携がとりにくいことなどから、星田北 7 丁目の既存住宅区域と星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発区域については、同一の学校区とすることが望ましいと考えます。

2) 星田北 6・7・8・9 丁目全体の地域コミュニティについて

児童生徒の登下校時における見守り活動など、学校運営上、地域の協力は欠かせないものであることを考えると、一団の開発区域である星田北 6・7・8・9 丁目（開発区域外の星田北 6 丁目も含む。）については、一つの地域コミュニティとして捉え、一つの学校区とすることが望ましいと考えます。

⑤小中一貫教育と学校適正配置の方向性について

交野市では、今年度から全中学校区で小中一貫教育が実施されています。将来に向けた学校適正配置が、小中一貫教育に適した配置となるよう、施設一体型小中一貫校を含めた様々な施設形態もとりうるような校区編成が望ましいと考えます。

以上が、「(2) 検討の具体的な内容」としており、これを受けて(3)では、星田北 6・7・8・9 丁目の望ましい学校区について、藤が尾小学校区とすることが望ましいとの記載をしております。

ここも、素案の本文を読ませさせていただきますので、ご確認をいただければと思います。

(3) 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について

星田北6・8・9丁目については、当該地域の過去の学校区の変遷や当該地域の近隣の学校施設の教室数等の状況を考えると、現状の通学区域どおり藤が尾小学校区とすることが望ましいと考えます。また、星田北7丁目については、当該地域を含む星田北6・7・8・9丁目で一団の開発がされるという地域コミュニティの観点や通学における安全面を確保しやすいことから、現状の星田小学校区から藤が尾小学校区に校区変更することが望ましいと考えます。

加えて、星田北6・7・8・9丁目を藤が尾小学校区（第四中学校区）とすることは、将来に向けた学校適正配置を考える上でも、施設一体型小中一貫校など様々な施設形態も含めて学校適正配置におけるとりうる選択肢が多いことなどから望ましいと考えます。

以上のことから星田北6・7・8・9丁目については、藤が尾小学校区（第四中学校区）とすることが望ましいと考えます。

ただし、既に星田北6・7丁目に居住されている方については、当該地域における学校区の変遷の経緯なども踏まえ、星田小学校及び第三中学校への就学も可能とするような配慮が必要と考えます。

以上が、「(3) 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について」となっています。

最後に「5. 附帯事項」では、委員の皆様からいただきましたご意見をもとに、通学路の安全確保について、2つ記載をしております。

一つ目は、(1)に記載のとおり、児童生徒の登下校時における安全確保については、子どもたちの見守り活動など地域の方々に多大なご協力をいただいておりますが、子どもたちの安全を第一に考え、通学路の安全を最大限確保するよう努めること。

二つ目は、(2)に記載のとおり、星田北エリアのまちづくり期間中は特に、当該地域で建設関係車両などの往来が多くなると考えられることから、まちづくり期間中は特に通学路の安全確保に努めること、との記載をしております。

以上が、中間答申（素案）の説明です。

会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から中間答申（素案）についての説明がありました。

目次を見ますと、1～5の5部構成となっているんですが、主に4. (2) 検討の具体的な内容、これが我々が具体的に検討してきた内容で、その結果が4. (3) です。附帯事項として安全のことをかなり議

論いたしましたので、そのあたりが記載されているというような全体の構成になっています。

まず、「1. はじめに」「2. 第三中学校区及び第四中学校区の現状と課題」「3. 星田駅北地域の住宅開発について」、このあたりは議論の前提となっている部分ですが、このあたりの記述のあたりでご意見等ある方おられますでしょうか。

今日で確定というわけではないので、現時点で記載のミスなども、このあたりはよろしいでしょうか。

それでは、「4. 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について」「(1) 検討の方向性について」ご意見ある方おられますでしょうか。

特にないでしょうか。後でご意見、気が付いた点がございましたら、遠慮なくご指摘いただいで結構です。

次に「(2) 検討の具体的な内容」について、我々が2回ほど議論をさせていただいた部分なんですけれども、見解、イメージが違うとか、修正などのご意見ありましたら。どうでしょうか。

委員 検討した内容は、ここにすべて書かれているとおりでと思いますし、最終的に我々が子どもたちの安全という部分で検討したと思いますので、そのあたりも網羅されているな、というのは思います。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 検討内容がだいたい入っていると感じました。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 会議にあまり出られてないんですけれども、この文章を読んで、説明は分かりやすいので、理解は得られるかな、と思います。

会長 現時点で、ここを修正したいということがないということであれば、次へ入ってもよろしいでしょうか。

委員 今は、附帯事項までの部分を言っておられるのでしょうか。

会長 いえ、今は4. (2) だけです。

それでは、次に4. (3) ですね。4 (2) が検討の内容で、よろしいということであれば、4. (3) は必然的にこういう方向で、ということになるかと思うんですが。4. (3) のあたりで。

委員

4. (2) (3) も附帯事項につながってくるんですけども、附帯事項も含めて、後半のところ、要するに、児童生徒の安全確保というところを議論されてきたということをおっしゃいましたし、そのことを基にしてこの案は作られてきたと思うんですけども。4. (2) (3) 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について、というあたりと非常に関連しているんですけども、登下校の安全確保ということで、現状を肯定するような、PTAとか地域のボランティアとか、そういうところに現状頼っているということを是認する方向だと、将来的にやっばりまずいと思うんです。

というのは、過去において市が公費で交通専従員さんを公的に位置付けてやってきた経緯があります。私の子どもが通学している時期はそうでした。そういうことがあるにも関わらず、そこから予算化してなくて、当然人が配置できない。それがPTAや地域に頼っているというのがコミュニティだということですけども、そういうコミュニティの状態を是認する方向で最初からありきではおかしいんじゃないかと私は思っているんです。

会長

そのあたりいかがでしょうか。交通専従員さんの経緯を私は存じ上げないんですけども、今は配置されていないということで。

委員

過去には配置されていました、

会長

配置された経緯もわからないんですけども。
事務局、いかがでしょうか。

事務局

交通専従員につきましては、正確な年度は覚えていないんですけども、行財政改革などの関係で、当然交通専従員だけの話では全然ないと思うんですけども、一定の段階で廃止させていただいたということになっています。それまでも当然あったと思うんですけども、現在につきましては、PTAの方々や地域の方々が見守りに入っていただいているという状況です。

ただ、それは、危ないから地域がやむなく出ていると思われることはあるかと思うんですけども、全体としてみんなで子どもたちを見守っていく、というまちづくりのひとつの方向性でもあるかと考えています。

委員

専従員さんの件は、過去に公的に設置されていたということは確認しておいてほしいです。

今言われているのは、PTA とか地域の方をお願いして、それに応えて立ってもらっているけれども、現状はその依頼に応えていくというのはかなり厳しいところにあるかと思っているんです。今、PTA 組織の中で、輪番制にしろ、交差点について子どもの安全見守りをお願いします、ということが今は容易にできる状況じゃないと思っているんです。当然、男女共同参画社会ですから、男性も女性も働きに出て当然です。そうなってきたときに、一義的に順番にお願いします、という昔ながらのやり方は今は厳しい状況に置かれているんじゃないかな、と思っているんです。PTA の方から、現状はそうじゃないんだということであれば、おっしゃっていただいたら結構です。

会長

実際、専従員を配置したから安全を図れるかという状況でもなく、学校の先生方にも立っていただいて、見守っていただいている。あの狭い道路の状況というのは、専従員さんだから守れるかということではないですよ。物理的に危ないところだとは我々も認識しています。それを踏まえたうえで校区を考えることです。専従員さんが立ったとしても、仮に予算化されたとしてもどうだろうか、というような観点で考えていただいたらいいかと思うんですけれども。

委員

今、旭小学校も星田小学校も当然通学路に危ないところはあるんですけれども、今の状況で地域もがんばっていますし、いつも同じ方に協力いただいて安全を確保しているんですけれども、将来星田北地域で開発があって児童生徒が増えた場合に、今の状況ではもっと危険が増えるというかたちでいくと、今のこういう状況だから、校区を選ぶのには星田や旭小学校に新しい開発地域の方がどんどん来るより、安全な藤が尾小学校の方へ、というような、審議会ではそういう方向もありますよ、というようなことなので。今現状、道路が狭隘で集中していて危険です、ということもあるんですけれども、今のところはがんばれている、ということで。将来的にたくさんの方が来られたときに、今の状況、同じような見守りは難しいから、安全な歩道がある藤が尾小学校に行っていただく方がより安全だという検討だということでもいいんじゃないかと思っているんです。

会長

委員がおっしゃるように、確かに危険な状況だということは我々も認識して、前回写真や地図を見ながら議論していたわけですがけれども、その中で考えてこれ以上子どもたちを星田小学校や旭小学校へ通学させるとするのは非常に危ないというのは、物理的に危ないというのは、委員もおっしゃるとおりだと思います。

委員 この提案されている文言で読み上げると、「児童生徒の登下校時における見守り活動など、学校運営上、地域の協力は欠かせないものであることを考えると、」というこの部分にもものすごくこだわっているんです。見守り活動がどれだけウェイトが大きくなっているかということを実際に認識しているのか、ということなんです。「学校運営上、地域の協力は欠かせない」というのは、勝手な学校の理屈ではないでしょうか。この表現にそのような意図はないと言われても、読む側にとってはそういうふうにも読めますよ、ということです。もう少し真摯に物事をとられるべきではないかと思います。事務局案であるならば、今の実態に即して考えると、例えば、「見守り活動をはじめとして」とかそういう言葉の中で、「学校運営上地域には大変お世話になっております」とか、「地域の協力で成り立っております」とか、そのくらいの言葉がないと失礼ではないでしょうか。

会長 それは、どういう意味で失礼だとおっしゃっておられますか。

委員 「見守り活動など、学校運営上、地域の協力は欠かせない」というのは学校側からの一方的な立場だということです。地域や PTA の立場で考えられていますか、ということです。考えられていないですよ。

会長 私の個人的な見解ですが、今は全国的に、学校を拠点として、地域を再生しようという考え方を国全体で押し進めていまして、それがコミュニティ・スクールなんですけれども。学校というのは地域のひとつの大きな教育財産なんです。施設としても立派です。いざというときに避難したりとか。ですから、学校を拠点にコミュニティをつかっていこうということで、学校だけに任せてはいけなくて、地域も声を出していかないといけない、というような考え方が今出てきているんです。国は 2022 年までにすべての公立小中学校をコミュニティ・スクールにしなければいけない、というような考え方も出ています。法律上も、努力義務が事務局に課せられています。

学校も非常に多様な責任を負っていて、地域に責任をかぶせている、というような受け止めを私はしたんですけれども、逆に、地域が学校を利用するとか、もっと地域が学校を使うとか、いろんな学校との絆を深めていかないといけないという流れになっているんです。

委員 地域が学校を利用するというのは、例えば防災というようなことであればよくわかるんですけれども、他にどういうことがあるんでしょうか。

会長

地域にもいろんなパターンがあるので、地域でバラバラなんですけれども、例を挙げると、学校の図書館を地域に開放していくとか、普通は体育館やグラウンドを貸し出しているというのがよくあるパターンですけれども、それだけではなくて、学校施設を地域に使ってもら、集会があれば学校の部屋を土日や夜間に使っていただくなど。

どういう学校にしていくのかというのは、もっと地域の意見を入れなさい、と学校は言われているんです。教職員は何年か経ったら転勤してしまうんです。その間だけ適当に過ごしたらいいのではないと、学校はこういう役割を果たしてほしい、もっと子どもたちをこう育ててほしい、というのは地域で言っていないといけないんじゃないか、とか、いろいろ地域性によって、場所によっていろいろあります。特に関西では学校支援型と言って、地域の人がみんな学校に寄ってきて、学校の出入り口のそばに高齢者が集まって、不審者の見張りもしているし、自分たちの会合もするというような。いろんなパターンがあるんです。委員がおっしゃるように、学校のことは学校ですべてやってほしい、学校が、行政がやるべきなんだ、という考え方は逆方向だと思うんです。個人的な話ですけれども。

委員

話を聞いていて思ったんですけれども、教育大付属池田小学校の事件はどういう認識されているんでしょうか。コミュニティ・スクールをつくって、オープンに、と今言われているのは、図書、集会、学校運営について地域からの声を、ということで、池田小学校の事件で、あれだけ門を閉めた学校はどこへいったのか。どのように思われますか。

委員

物事をそのようなかたちで捉えられる方もおられるでしょうけれども、子どもたちは地域の宝だということで、子どもたちを守っていくというのは、これは自主的に区のひとつの活動方針として、子どもは地域で守っていこうということで、行事をやったり、子ども中心のお祭りをしたりお神輿を出したり、だんじりを引かせたり、いろんなことをやっているのは、子どもを地域で見守っていこうというのが自主的な活動であって、学校から頼まれたからやるというのではなくて、もちろん昔あそびで学校に行ったり、七夕の時は七夕飾りを作ったりして、一体となって、こういう大人もいるよ、という、おじいちゃん、おばあちゃんと暮らしている子どもはいいですけれども、暮らしていない子どもは、こういうお年寄りの方も子どものことを見守っているよ、というようなかたちで、和気あいあいとした地域をつくるというかたちでそういう活動をやっているんです。

教育委員会から言われているからやっているということではなく

て、自主的に見守りをやっているというような背景もあるので。学校中心に頼まれて見守りを地域がやっているということではなくて、自発的にやっているということもあるので。

委員

委員がおっしゃっているのは、現状として見たときに、一方的な協力で地域や PTA がやってるんじゃないかということで、高齢者団体なんかも協力してもらっている地域もありますけれども、これが今大阪府の方針は別として、国全体としてはコミュニティ・スクールだと。

私も 14、5 年前にコミュニティ・スクールはどうかということで東京の何力所かに話を聞きに行ったことがあるんです。その時に、私は、自分が勤める市にはこれは導入できないな、と思った経緯があるんです。それから数年後、京都の方にも行って、京都方式というのがあって、これだな、と。それは何かと言うと、要は、人事権まで含めて、その地域支援本部に渡すと。校長の権限はどうなるのか、というのが私は疑問があって、そんなのはやってられないな、と。そういう京都方式が出て、京都の事務局もいろいろ訪ねて、中身の話をしたときに、複数の校長がすごくやりにくい、という話が出てきました。京都方式は難しいな、と。それはなぜかと言うと、地域と学校が win-win にならないといけないんです。一方通行ではなくて、相互のそれぞれの力がうまく発揮されるような学校づくりをしないとイケない。

そういったときに、では交野はどうかとういうと、交野はやっぱりこの歴史というか、地域で子どもを守っていくということにすごく力がある、地域力があるところだと思うんです。だから今があって、今後はここにも書いてあるように、どういうふうな学校体制にしていくのかというときに、いろんなやり方はあるんだけど、義務教育学校とかコミュニティ・スクールとか、あるいは小・中学校別々で一貫教育を貫くなど。建物はひとつだけれども、小・中学校別々でつないでいくんだ、と。やり方はいろいろあるんだけど、根本的なところでは、地域と学校が win-win の体制づくりをしていくところだと思うんです。交野市は素地があるわけですから、すっといけるな、と。これだけ交野市のように地域に子どもを見守ってもらえるしっかりした体制というのは、なかなかないと思うんです。そういう中で、学校づくりはどうしていくかというときに、事務局だって、絶対わかっています。これだけ地域の人にやってもらって、子どもの登下校を見守ってもらっているということは。ただ、財政的な面とかトータルで考えた時に、何に予算を持って行くかと言うことは、すべてに人の配置はできなくて、そういった中でやっぱり地域にお願いしていかないといけないという現状があって。それを今後どうしていくのかというのは、次の話になってくると思います。それは委員も納得していた

だけの状況にはなっていると思うんです。そういうこともあって、事務局もいろいろ今研究されていると思うんです。

一貫教育というのは目的ではないですから。方策であって。その先を絶対目標にされているところがあるな、と私はそう見ているんですけども。そういう中で、今後のことはお互いに協力して自分たちの学校をつくっていくんだ、ということがあれば、いい学校になっていくな、と思うんです。

会長

ありがとうございます。PTAの方からもしよければ。

委員

負担が大きいと言われると、大きいのは大きいです。やっぱり共働き家庭も多いです。ただ、地域として、コミュニティとしてひとつとして考える上では、それも投資というか、そうすることによってそこが開発されて次の世代に繋がっていくということを考えると、子育てのひとつなのかな、というふうにも考えられるので。

地域で協力しないといけないということは子どもにもわかるし、またそれを見て子どもがまた次の世代に地域のことを考えて、というふうになっていくと思うので。負担は大きいですけども、6年間ですし、力になろうかな、とは思っているので、この文言でもそこまで大きな違和感を感じてはいないです。

委員

個人的なことになるかもわかりませんが、藤が尾というところは、私も関係して30年ほど地域で活動させていただいています。昔から老人会、厚生会、社会福祉協議会、民生委員、子ども会、PTA、それらが全部入って月1回会合しているんです。というふうな話の中で、昔はというとおかしいんですけども、昔は、子どもたちPTAも地域活動でこんなことしたらどうでしょうか、あんなことしたらどうでしょうか、と言われていたんですけども、ここ10年くらい、PTAの活動がなくなりました。子どもさんの活動もなくなりました。仕方がないので、地域の方であれやりますから、これやりますから、協力してください、というようなことで協力してもらってたんです。今はもう一つ悪くなって、子ども会も脱退しています。親御さんはPTAにもはいていなくて、自治会も強制ではなくて、これはあくまでその人の気持ちだから、だんだん入らなくなっていて。そういうように地域と離れてきて。

教育委員会の方で、三中・四中校区をこのようにしていきましょうか、というようなことはありがたい。地域の子どもさんも増える。子どもさんの見守りも何とか協力しようと。ただ、今もう一つ考えられるのは、PTAが存続するのかどうか。今PTAに入らない親御さんおられ

ますよね。事件があれば、一気に、親の会です、何があったんでしょうか、と来られます。地域でどうされてたんですか、と言われても、その親御さんは、地域の活動に一つも入っておられない。地域の話も聞かれないんです。それが、いざとなったときにはそう言われるんです。それで、責任をかぶせてこられるんです。我々がよく言うのは、義務があれば権利もある。権利を主張するなら、義務もある、というようなことを言うんですけれども。

やっぱり今度のことで、附帯意見にもあるんですけれども、地域のコミュニティということで、まず、PTAをどのようなかたちにするのか、学校に子どもさんがおられるときは必ずPTAに入ってもらえるのか、協力してもらえるのか、こういう主導が必要だと思うんです。今すでに学校の方も何も言わないので、ある程度プライバシーの問題などいろいろありますからね。だから、言わなくなってきてそういうのがだんだん外れてきているんです。そういうのを言ってもらえるのかどうか。地域が言っても、私たちは私たちが誰の世話にもなりません、と。

もう一つ、高齢者の方ですけれども、藤が尾地区でも独居の方は約30人ほどおられます。その方が言われるのは、地域から、こういうふうに見守りをやるから一緒にやってください、とか、連絡をください、ということで声掛けをします。でも、その人は、私は誰にも世話にならない、と。その方が自然に亡くなられたんです。その方がかえって世話をかけることになるんです。誰にも連絡が入らないし、一番怖いのは、あまりにも連絡がなくて、1週間、10日と経ってからということがあります。そういうところで、地域が動きたいんだけど、どこかで主導してくれる、どこかで声かけてくれるというところが必要だということで。学校の問題については教育委員会、学校、そういうところに少し声かけていただいて、我々でもPTAでも地域に来てもらって話をしてもらったりしています。ですから、そういうふうには声をかけていただく、顔を出していただく、これが一番コミュニティになっていけると思うんです。これはちょっとまた違うかもしれないんですけれども、そういうことをまた考えていただいたらと思います。

会長

今、委員の方から貴重なご意見があったと思います。現実にコミュニティが成り立ちにくくなっていて、交野は他の地域に比べれば素晴らしいと思うんです。ただ、交野であってもだんだんと薄れていっているし、これをどうしないといけないかというところが、たぶん行政だけでは無理なんだと思いますけれども、みんなの課題として考えていかないといけない時期にきていて。実は、学校の問題も、コミュニティ・スクールというの、PTAとして、学校に子どもがいる間は、

同じ保護者としてのつながりがあるけれども、学校を卒業してしまうとほんとになくなってしまふことがあるんです。学校が結び目になっている部分があって、委員がおっしゃっているように、学校も地域に貢献するし、地域も学校に貢献する、そういうかたちでいい交流、取組みができれば、今委員がおっしゃっていたような、地域と一緒にいって行くという流れができていくんじゃないか、というのが、コミュニティ・スクールのいいところでもあるといいと言われているんですけれども。今本当にいいお話をいただいたかと思います。

話を素案の方に戻したいと思いますが、今、委員の方から、5ページの真ん中あたり、地域コミュニティについて、「学校運営上、地域の協力は欠かせないものであることを考えると、」というところの表現が、あまり頼りにしすぎというか、ここがおかしいんじゃないか、というご指摘をいただいたと思うんですけれども、このあたりいかがでしょうか。具体的な記述に関して、私は欠かせないものだと思っています。私自身校長もしておりましたけれども、本当に地域には助けをいただいで。

委員

5. 附帯事項の(1)通学路の安全確保について、のところでは、「安全確保については、子どもたちの見守り活動など地域の方々に多大なご協力をいただいています、」ということですが、受け止め方が随分違います。ここでこのような表現をするなら、なぜこの表現を5ページに持ってこないのか、ということです。同じ意味合いではないのでしょうか。

委員

文脈上というという点で、言われて今いろいろ考えながら読んでいたんですけれども、ここは地域コミュニティについて書かれている部分ですよ。地域コミュニティがやっぱり一体化する必要があるんじゃないか、という視点で、学校運営上にも地域の協力は欠かせないし、ということを書かれているので、別に学校側がお願いしているので、ということをごここで言いたいわけではないと思うんです。ここの文章の意図としては。最後の附帯事項はまたあとで検討されるのかな、と思うんですけれども、ここは、どちらかというと、地域の方に協力いただいていますけれども、通学路の安全を最大限確保するように、ということで。私は、「努めてください。」というのは誰に努めてもらうように言っているのかな、と最初思ったんですけれども、これは市とか市長に答申するものなので、市としてこれを最大限やってほしいということを申し上げているわけですよ。ですから、少し意図が違うかな、と。ここはあくまで地域コミュニティの大切さ、まちづくりと学校運営の一体化が必要なので、だからからこの地域は一緒に同じ校

区にした方がいいんじゃないか、という、そこが一番言いたいことの大事な主旨ですよね。なので、あまりその表現については、さらっとしていいのではないかと、私は個人的には思います。

委員 最終的にここの段落のまとめは、「一つの地域コミュニティとして捉え、一つの学校区とすることが望ましいと考えます。」全然私は異論ないんです。このことについては異論は挟んでいません。ただ、前提条件として、「見守り活動などで、」という表現の中で、もっと地域や PTA をお願いして子どもの安全確保が図られているということを重視したような表現にした方がいいんじゃないか、ということをおっしゃっているんです。

委員 表現のしかたということですよ。私は、そこまでは必要ないんじゃないか、ということをおっしゃいました。

会長 ほかにどうでしょうか、もしご意見がございましたら。委員、先ほど具体的にどのように変えたら、ということをおっしゃいましたよね。

委員 「見守り活動をはじめとして、学校運営上、地域の協力でもって成り立っております。」「見守り活動をはじめとして、学校運営上、地域の協力は欠かせないものとなっております。」という。一度そこで切ってください。そのあとはそのまま続けてもらって結構です。「一団の開発区域である」というところに。

会長 「見守り活動など、」というところを「見守り活動をはじめとして、」という変更と、「学校運営上、地域の協力は欠かせないものであることを考えると、」というところを「欠かせないものとなっております。」というふうに。主語がないのではないのでしょうか。

委員 原文に主語がないんじゃないのでしょうか。

委員 文面で、ひとつずつではなくて、大きく捉えたら、地域コミュニティというのは全体にひとつにまとめた方が楽ですよ、という。ここは小学校区が4つに分かれていて、コミュニティがひとつになれば本当に楽です。ひとつであれば全体のことがわかります。今4つであればそれぞれの危険もあるし、通学路も長いし、谷の方へ帰っていく1年生を見たらかわいそうだな、と思いますし。

ですから、基本的には大きく捉えたら、ひとつの地域コミュニティはひとつで、別れるよりいいですよ、という単純に。文脈にあまりこだわらなくてもいいかな、と思います。

会長

委員の方からせっかくご提案いただいておりますので、今の結論の部分は異論はないということでみなさんの一致ができていますので。ここの表現の問題だけになりますけれども、そこまでこだわらなくていいんじゃないか、という意見と、変更案をお聞きしてもあまり変更案も元も大きく変わっていないので、私自身はどちらでもいいかな、と思っているんですけれども。

先に後ろにいきましょうか。さっき委員もおっしゃっていた附帯事項とか。ここで止まっているとなかなか進まないの。今、この(2)(3)のところはだいたい意見が出そろったと思いますので、附帯事項のところと兼ね合わせて考えたいと思います。

5. 附帯事項ですが、先ほど九門委員の方から、「努めてください。」というのは誰に言っているのか、というのが、私も一瞬考えたんですけども、我々が言っているんですね。我々が教育委員会に答申するんですから、教育委員会におそらく申し上げることになるんだろうな、という理解はしているんですが。そういったことも含めて、このあたりどうでしょうか。

委員

ぜひ、(1) 通学路の安全確保について、のところについては、入れてほしいと思っているのがあるんです。何をに入れてほしいかという、「児童生徒の登下校時における安全確保については、」のところに、「本来、教育委員会が主体的に措置すべきものですが」ということを言い切ってほしいんです。先ほど行政改革などということが出ましたけれども、要するに、予算的な措置もしない、当然人的な配置もしない、そうやって一回切ったものを復活しようというような意図がまったくないわけです。でも、審議会として、児童生徒の安全確保について論議してくると、単なる星田北地域の通学路の問題ではなくて、前回も言いましたけれども、星田小学校の通学路の問題はどうするのか、そのまま放置できないですよ、と私は言いました。ですから、附帯事項にこうやって入ってきているんです。それは星田北地域だけに関わってきていることではなくて、通学路の問題については、教育委員会としてしっかり責任を持ってやってほしいということです。出してもいいと思うんです。「本来、教育委員会が主体的に措置すべきものです」ということは、教育委員会に意見を申し上げられる立場ですし、ぜひ入れてほしいと思います。

会長 今までの議論から言いますと、私は個人的には反対ですけれども。先ほども言いましたように、これまで、これからの学校と地域との関係で。本来行政が責任を持つべきものである、ということについてはどうかな、と思いますけれども。

委員 どこが、なぜ反対なんでしょう。噛み合っていないんです。

会長 最初からその部分はあまり噛み合っていないかもしれませんが。私も、地域にアンケートをとったことがあるんです。地域の自治会長さんなどの意見を聞いて、自分の研究の中で。そうすると、地域のみなさんは、地域がよくなれば学校もよくなると思っているし、学校がよくなれば地域がよくなると思っておられて、要するに片方だけよくなって片方だけ悪いということはないというふうに考えておられるんです。自分たちが住んでいる地域をよくするのは、ひとつは自分たちなんです。我々がどうするか、わが町をよくするのは誰なのかというと、我々住民なんです。私自身はそういう考え方なので。ですから、行政で、教育委員会で何もかも持つべきものだとは、住民として私は思っていないんです。

委員 行政に丸投げして行政がすべて責任を持ってほしいとは言っていないんです。「本来、教育委員会が主体的に措置すべきもの」だと言っているんです。

会長 ですから、「本来」ではないと思うんです。

委員 「本来」そうですね。

会長 「本来」地域住民ががんばっていて、実際にしていただいているじゃないですか。交野のみなさんが。それは自分の地元もそうですけれども。本来みなさんが、買い物難民がいるんだということ、地域の方が車を出してみんなで協力し合ってやっていて、社会福祉協議会なんかもやっていて、そういう活動は、地域の方々が自分たちが必要だと思ってやっていて、それは予算化されていない部分があって。自分たちの地域をよくするのは、自分たちで、「本来、行政が責任を持つべきものである」という部分は。すみません。私が会長でありながらお話してしまって。説明を、ということでお話しましたけれども。私が話すべきではなくてみなさんの意見を聞かないといけませんね。すみません。

委員 「本来、教育委員会が主体的に措置すべきものである。具体的には人的措置と予算措置のことである。」という。

会長 「措置すべきものである」というその表現が変わってきていますよね。委員の発言が。

委員 私は最初から「本来、教育委員会が主体的に措置すべきものである」と言っています。

会長 みなさんのご意見を聞きながら進めたいと思います。まだご発言頂いていない方、お願いしたいと思います。

委員 話を中間答申素案に戻すと、星田北6・7・8・9丁目の校区をどうするのか、ということに対していろいろ議論をすすめてきたわけです。旭小学校、星田小学校だといろいろ課題があって。その中で、通学路の関係もしっかり見ていく中で藤が尾小学校へ、という。

そういう中で、今委員がおっしゃっている部分は、中間答申素案の作りとしたり、附帯事項で述べることは、なぜ最終的に藤が尾小学校区とするのか、ということはずっと議論してきて。この審議会として意見を入れるとしたら、この附帯事項だと思うんです。ですから、ここの文言をどういうふうにしていくか、というようなつくりにしていったら非常に明確になるな、と。それまでは、なぜこの理由で結論に至ったのかということを知りやすく示すということが大事だと思いますし。そこだと思うんですけども。

会長 そうですね。附帯事項の表現、今の流れのなかで、こういう表現を最終していて、我々も当然安全は第一なんだというようなことをこの間ずっと考えて方向性を出してきましたので。

副会長 委員がおっしゃることもよくわかるんですけども、あまり大きくテーマを広げすぎると、今回の素案からは離れてしまうので、教育行政の議論になってしまうので。附帯事項ですけれども、(1)の最後の「安全を最大限確保するよう努めてください。」というところですが、委員、どうでしょうか、ここを「最大限確保するよう要望する。」という文言に変えたらいかがでしょうか。それから(2)の方は、最後の方の「当該期間中は特に通学路の安全確保に努めることを要望する。」というような表現で、十分答申としての意図は通じるんじゃないかと思います。いかがでしょうか。強く要望すればいいんです。これは我々が決定することではないからです。

委員 今副会長がおっしゃったような表現の方が、この審議会で議論してきたことを反映した文言だと思います。「努めてください」では、あまりにも高い努力目標があって、そこに向かって頑張ってください、エールを送りますよ、というような感じで、そういうものではないんです。ですから、今副会長がおっしゃったとおりの、「安全確保を要望します」ということには賛同します。

委員 これは、中間のまとめなんですけれども、これは答申なので、こういうかたちで審議した結果こうですよ、という。要望書をつくるのではないので。行政に要望書を出すような審議会ではないので。ひとつの答申案をつくるわけですから、答申された人に、こういうかたちも考えてください、というようなことでいいんじゃないかと思うんですけれども。当然安全を守るというのは大事なことですけれども、それについて要望します、というような、こういう意見が出てきているので、この審議会の中で。これから校区を変えていくにしても、藤が尾小学校の方へ一体で行ってもらうにしても、最終的には子どもの見守りは大切だということで、審議会の中でそういう意見が大半を占めています、ということでもいいんじゃないかと思ってるんです。

ですから、あまり、要望するとかいうような、要望書ではないので、そういう意見が出てきているということをもとめるということだと思うんです。

副会長 附帯事項ですから、最後の締めとしてやっぱり強くみんなが期待しているんだということで、素案としてもおかしくないとは思いますが、それでも。

委員 例えば、学校の中は教育委員会であったり、教育長であったり、校長先生であったり、やっぱり地域に子どもが出てきたら、地域の者が関わって見守る。そうでなかったら、登校のときも先生が一人ずつ子どもを迎えに行き送って行って、というようなことも含めて。学校を出たら地域が見守るというのが昔からのことで、地域が一生懸命にどこの交差点は交通量が多いから気を付けて何人か配置して、というようなことをやってきたことがあるから、というように思っているんですけれども。

会長 そんなに大きな齟齬はないかな、と思いますが、答申素案は。このあとパブリックコメントの説明をいただくことになりますけれども、大きな齟齬はないので、今まで検討してきた内容はほぼそういうかた

ちで書かれていると。今、副会長の方から、附帯事項なので、最後は「要望する」という言葉で終わったらどうかというご意見をいただいて、もしそのへんで折り合えるようであれば、附帯事項の最後は「要望する」というかたちでいったん。これでパブリックコメントにかけるといふ原案ですので、それでいけたらと思います。

ただ、前の部分のペンディングになっている表現のところ、
「見守り活動をはじめとして、学校運営上、地域の協力は欠かせないもの
となっております。」というあたりは、事務局としてはいかがでしょうか。
5ページのところです。

事務局

委員の方から提案いただいた文面があったかと思うんですけども、事務局から提案させていただいている文面と委員が先ほどおっしゃっていただいた文面は、主旨としては変わらないのかな、と考えております。ですので、当然審議会で決めていただくことですので、どちらかで決めていただければ同じ主旨であるかと思っております。

委員

どうやって文章を決めるんですか。最終的には文面をどうやって変えるんでしょうか。要望とかそういうことに変えるんでしょうか。

会長

今提案しているのは、「要望する」という文面に変えたらどうか、ということ。

委員

副会長から出て委員もそういう文面なら、とおっしゃっているわけで。そういうふうに変えるんでしょうか。みんなでそれでよいとするのか。それを決めてもらわないと。

会長

最終の確認をしたいんですけども。まず5ページの文面は、事務局の方からは、委員からの提案の文面でも、このままでもいいというようなことはおっしゃっています。

みなさんいかがでしょうか。

委員

私が思うのは、委員から出た言葉は、あまりにも見守りしてくれている人をこの文面では軽視しているということですよ。これは、私も委員に聞いてもらいたいんです。これは答申素案なんです。ここでみんなで決めたことを、これでどうでしょうか、こういうことをみんなで決めたんです、という。ですから、最終的には、これを受ける人が、これを見てこれのとおりにするのか、ここはいらぬとかするのは彼らがやるべきだから。

だから、私は今会長がおっしゃったように、この文面でもいいし、

変えるなら変えてもいいです。みなさんの意見を聞いて。あまりにも見守りの人を軽視しすぎているのではないかということ、委員はこの文面を見てそのように思われたということで、だから文面をこう変えたらどうかとおっしゃるけれども、言葉と文章はなかなか難しいです。今、委員がおっしゃった文面の見方は正解です。私はそれはいいかな、と思います。ですから、そういうことを踏まえて、みなさんの意見を考えていただければ、事務局の方から、どちらでもいいですよ、ということがあったので、それだったら直す必要はないかな、となってしまうので、ここで、ここはこうしましょうということで、パブリックコメントにかけたらどうでしょうか。わたしはそう思います。

会長

ありがとうございます。みなさんいかがでしょうか。2か所の部分。今挙がってる2か所、5ページの見守り活動に関する委員のご提案、最後の附帯事項の「要望する。」という表現の部分なんですけれども、ここで決めたいと思います。

委員

最後の附帯事項なんですけれども、「教育委員会がする」という文言は入れない方がいいんじゃないかと。確かに、親として、自分の子どもが通っていくうえで、仕事もして、共働きで忙しいということもすごくわかるんですけれども、自分の子どもが通っているんだから、自分の子どものことなのに、そこを、自分は働いているから違います、と言って、今働いていない私たちの前の世代の父母などに全部丸投げしてしまっている状況も違うと思うんです。ですから、みんなで見守っていく。私たちも手伝うし、地域の方々にも手伝ってほしいし、地域の方をみんなで盛り上げていこうという意図も含めて、見守り隊などのそういった活動というのはあると思うので、校区福祉委員の活動なども。そういうのもある程度強制しないと保護者はなかなか出てこられなかったりするところもあるので、ある程度はいいんじゃないかな、と。そこまでを教育委員会にお願いしていた時期もあったと思うんです。私たちも子どもの頃そうだったので。それでも、親御さんがそこに入って手伝ってもらってたので。それを今復活させるのは難しいと思うので。それだったら、今の状況を頑張って、地域の方々含め、親も、先生方も今は手伝ってもらってるので、外に出てもらって。本当だったら学校の中を見守ってもらうだけのはずなんですけれども、外に出てもらって交差点のところで見守ってくれてたりもしている。みんなで力を合わせてやっていこうじゃないか、というのもあるので、これはいいかな、と思うんですけれども、どうでしょうか。

会長 「本来、行政がやるべきものである」という文言はいらない、ということでしょうか。

委員 そこまで入れてしまうと、全部丸投げしてしまっているイメージになってしまうかな、と思うんです。

委員 学校現場からしたら、非常に悩ましいところで、本当に子どもたちの安全は守りたいとすごく学校現場では思います。昨今の保護者の方のしんどさもわかるし、地域の方々が出にくくなっている状況もわかります。ですから、学校としてどこに子どもたちの安全を、一緒に協力してください、と発信していくかをどこに持っていくかをすごく悩んでいるところがありました。実際問題、去年も区長に相談に行かせていただいたこともありましたので。その中で、今、コミュニティ・スクールをつかって、という話が出てきていますので、そのコミュニティ・スクールの中で、私は子どもたちの安全を守るというところを第一義に考えてコミュニティ・スクールをつかっていったらいいんだと思っているんです。

その中で、例えば、地域から市に発信していきましようというようなことがでてきたらいいと思いますし、地域から、地域のみなさんがんばりましよう、という声を発信していけたらいいと思いますし、私は校長としてそこに参加して、コミュニティ・スクールの中にご意見を入れていければいいな、とは思っています。その中で、じゃあ、市と一緒に言いにくい、のはありだと思うんです。もう一つは、去年考えていたのは、その地域にある工場や商店街の人にもお願いできないかな、ということで実際足を運んだこともあります。それも含めて、地域コミュニティだと思います。ですから、この答申素案を読ませていただくと、全部を分断しないという答申のしかたはすごくありがたいと思います。星田北5丁目など、もともと住んでいる地域もございしますので、そこも含めて星田北地域のひとつのコミュニティができるのが大事だと思うんです。そこで、ひとつだけ気になるのは、この素案の中でコミュニティ・スクールというのが出てきていないということがありますので、5ページ一番下から2行目、「施設一体型小中一貫校など」とあるところに、「コミュニティ・スクール」という意味も含められないかな、と思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員 私は、コミュニティ・スクールは現時点では置いといた方がいいかな、と思います。先ほど申し上げたように、コミュニティ・スクールにはいろんなやり方があって、そこに枕詞があると思うんです。交野版コミュニティ・スクールです。交野の今までの学校教育の歴史に合

うものにしなければいけませんので。今言ったように、保護者と地域があまりいい協力関係になくて、ところが、地域支援本部なんかで、それぞれの代表に出てもらって、そこで校長裁量のもとで学校運営を決めていったら、それぞれが協力してもらえる状況が結果的につくれるんです。そんなことも含めて、もう少し期間をおいてやっていった方がいいのではないかな、と。それを書いてしまったら、コミュニティ・スクールになっていって、それも国がめざしているものなら、私はいまひとつだな、と、思っているのです。

会長 今コミュニティ・スクールは出てきていないので、あまりここでは議論も深まっていないので、私も少ししんどいかな、と思うんです。コミュニティ・スクールはどんなものか、というのはみなさんも十分理解できていないし、我々も十分ではないと思いますし。

委員 ④地域コミュニティについて、というところだったら、今の原文のままでも十分で。これを読んで委員が言われたように、これは地域がやるものではなくて、これは教育委員会、行政が、というような発想まで持っていく人は少ないんじゃないかと。ただ、コミュニティを大切にするとということで、地域を一体としてひとつの校区に、ということは大事ですよ。一番最後のところです。地域のコミュニティも大事だけれども、一番最終的にこういう要件もあるので、ひとつの校区にした方がいいよ、という意見ですよ。コミュニティを考えたら、ひとつの、一体のコミュニティにした方が当然見守りもやりやすいですよ。コミュニティはどんどん広がっていくので。
それは原文で十分いいのかな、と思います。

会長 原文でいいのではないかというご意見ですけれども。

委員 決して地域の方がされていることは、見守りだけに限らないのかな、というところも考えると、言われた、「見守り活動をはじめとして」という言葉にするのはいいのではないかな、というふうに感じました。

会長 いろいろご意見が錯綜していますけれども、今のみなさんのご意見を聞いていると、間違っていたら言ってください。「見守り活動など」の部分は「見守り活動をはじめとして」という表現で、他のこともやっていた方がいいことがございますので、「欠かせないものとなっております。」という、つなぎは少し考えないといけないと思うんですけれども、そういうかたちにすると。

次のページに行ってください、附帯事項については、先ほど委員

がおっしゃっていた、「本来行政が責任を持って」とか「措置する」とかは入れない。その代わりに、後ろの文末を「要望する」というかたちで終わる。

それから、コミュニティ・スクールには触れない。

それでどうかなと思うんですけども、いかがでしょうか。異議ないでしょうか。

委員 異議なし

会長 それではこれで。

これはパブリックコメントにかけますので、これが確定ではないということ。これが確定ではなくて、まだ市民のご意見も聞くことになっておりますので、市民の方の意見も尊重して。

事務局 委員の意見も含めまして、みなさんやっぱり子どもたちの安全を一番に考えて議論いただいてきたと思うんです。なかなか個々の意見の異なるところにつきましてはすべてを書くわけにはいかないのですが、ただ、これだけご議論いただいておりますので、教育委員会も地域を軽んじているわけでもなんでもなくて、そこは本当にありがたいと思っています。委員が言われました、PTAの方々も共働きであるとか、高齢化が進んでいくとか課題があるのは当然わかっておりますので、そういうのも含めて、ただ、教育委員会として、地域と一体となった学校をつくっていききたいという思いは持っております。本日の議論につきましては、議事録として残りますので、そういうことは我々もわかっておりますので、思いがあるということも含めて答申としていただければと思います。

会長 それでは、パブリックコメントについての説明をお願いします。

事務局 はい。

今回の中間答申素案では、星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区についての方向性をまとめたいただきました。

これにつきましては、この地域で校区変更が生じるということもあるのですが、今後の第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置の検討に大きな影響のある地域の、望ましい学校区についての方向性を示されたものですので、パブリックコメントを実施し、広く市民等から意見を聞いていきたいと考えております。

意見の募集期間は、9月1日（火）から9月30日（水）までの1ヶ月で考えているところで、パブリックコメントの実施主体は、まな

び未来課が主体として実施させていただきたいと考えております。

また、パブリックコメントの実施に伴いまして、素案の説明会も開催したいと考えております。今のところ9月4日（金）、19時から星田会館で開催したいと考えているところです。

また、パブリックコメントでいただいたご意見につきましては、取りまとめ後、審議会にも報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

パブリックコメントについての説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

パブリックコメントをして、そののち、また審議会を開催して、最終この中間答申を確定させるということになります。

今は、パブリックコメントにかけるものを、先ほどの表現でみなさんの合意を得たということで。文章的につなぎの部分とかは、私と事務局で調整させていただいてよろしいでしょうか。

委員

異議なし

会長

それでは、最終つないでいく部分がありましたら私と事務局とで決めさせていただきます。

委員

説明会の日程を今初めて9月4日と聞いたんですけれども、8月の区長会が中止になりまして、9月2日に区長会をやるんですけれども、今のイエローゾーンのコロナ対策もありますので、周知の仕方、説明会をされるけれども、たくさん来てもらいたいの、周知の方法で、回覧という手立は取れないので、広報も載せるんでしょうか。

事務局

9月号の広報には掲載させていただきますので、開催前には間に合うかな、と。もちろんホームページにも掲載させていただくと、今回星田北地域で実際に影響ある地域の方については、区長おっしゃったように、相談しながら配布物を配布できればと考えているところです。地域の回覧というところもあるんですけれども、先ほど言われたように、区長会の方も中止になったりしておりますので、回覧の仕方については直接影響のある方について、やっていただくとか、星田小学校の保護者の方に配布させていただくなど、影響のあるところに配布させていただくというようなかたちで進めていきたい、と考えております。

会長

よろしいでしょうか。

それでは、パブリックコメントについては、事務局が主体として実施していただくということで、今後の審議会の予定などについてお聞かせいただければと思うのですが。

事務局

はい。

9月につきましては、パブリックコメントの期間中ですが、審議会を開催させていただきたいと考えております。

また、10月の審議会では、パブリックコメントでいただいたご意見も報告させていただきたいと思っておりますので、いただいたご意見を集約して中間答申案ということで引き続き、学校適正配置の方向性についてご審議させていただきたいと考えております。以上です。

会長

ありがとうございました。

第三・第四中学校区の学校適正配置の方向性について審議を進めていきたいとのことでした。

10月以降につきましては、パブリックコメントで広く市民のみなさまのご意見を聞いたうえで改めて最終的に中間答申を作成するというので、以前は予定になかったパブリックコメントが入ってきたり、中間答申が入ってきたりということでした。

私自身は他の自治体の審議会にも参画しているんですけども、非常に丁寧に段階を踏んで進められているな、というようには思っています。

この流れについて、ご意見、ご質問のある方おられますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、案件（1）については、以上とさせていただきます。

続いて、案件（2）その他ですが、何かございますか。

それでは、無いようですので、以上で、第8回学校教育審議会を閉会いたします。

本日も活発なご議論をいただき、ありがとうございました。